

長野市立図書館 資料収集方針

第1 基本方針

図書館は、資料・情報の提供を通じて市民のあらゆる知的ニーズに応える機関である。

長野市立図書館（以下、「市立図書館」という。）は、図書館法に基づく公立図書館として「図書館の自由に関する宣言」（社団法人 日本図書館協会 1979年改訂）を尊重し、図書館として用意できるすべての資料や情報を提供しよう努める。

資料提供の基本となるのは図書館蔵書である。市立図書館では、市民の知る自由を保障し、市民のあらゆる知的欲求に応える資料情報センターとしての役割を果たすため、資料収集方針を定め、これにしたがって一般的、基本的資料から専門的資料に至るまで、全分野にわたり幅広く資料を収集していく。

第2 資料収集の原則

資料の収集は、基本方針に基づき、全体の蔵書構成を考慮しつつ、市民の資料欲求に応えるとともに、その欲求に役立つ資料を、次の原則に基づき選択し収集するものとする。なお、市立図書館で収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持するものではないことを明記する。

- (1) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (2) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (3) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
 - (4) 図書館員の個人的な関心や、好みによって選択しない。
 - (5) 主に専門家や研究者が利用するような、高度な研究書、学術書は収集しない。
- 2 所蔵していない資料で市民の資料要求があるものについては、購入を検討するとともに、蔵書構成等から購入しないとした場合は、国立国会図書館、長野県立長野図書館や長野県内他市町村の図書館等との協力や連携により、可能な限り提供できるよう努めるものとする。

第3 収集資料の種類

収集する資料の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、参考図書、児童図書、ヤングアダルト資料）
- (2) 郷土資料（地方行政資料を含む。）
- (3) マンガ（コミック）
- (4) 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障害者用資料

(7) デジタル資料/データベース

(8) その他

2 資料収集は、国内で刊行された資料を中心とし、外国の刊行資料については、必要に応じて収集するものとする。

第4 資料収集の方法

資料の収集は、購入及び寄贈、寄託、複製等による。

第5 資料の選定及び除籍

図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し充実させることで市民の支持が得られる。そのため、別に資料選定基準及び資料除籍基準を定める。

第6 資料選定の組織

収集資料は、担当職員で構成する選書会議で選定し、館長が決定する。

第7 寄贈資料の収集

第6の定めにかかわらず、寄贈資料の扱いについては、別に定めるところによる。

第8 資料収集方針等の公開

市立図書館は、資料収集について、広く市民の理解、協力及び支持を得るため、資料収集方針及び選定基準等の基本方針を公開するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この収集方針は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(長野市立長野図書館 図書館資料収集方針の廃止)

2 昭和 59 年 10 月 23 日制定の長野市立長野図書館 図書館資料収集方針(昭和 59 年 10 月 23 日施行) は、廃止する。

(長野市立南部図書館 図書館資料収集方針の廃止)

2 平成 15 年 4 月 1 日制定の長野市立南部図書館 図書館資料収集方針(平成 15 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。